

令和6年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年3月29日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第18号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第19号	飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第20号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第21号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第22号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第23号	飛騨市特別会計条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第25号	飛騨市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第26号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第27号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第28号	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第29号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第30号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第31号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第32号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について

令和6年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年3月29日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第33号	飛騨市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて
第17	議案 第34号	証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
第18	議案 第35号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第36号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第20	議案 第37号	飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第38号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第39号	指定管理者の指定について(飛騨市西忍コミュニティーセンター)
第23	議案 第40号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
第24	議案 第41号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ・飛騨市古川町森林公園)
第25	議案 第42号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第26	議案 第43号	飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第27	議案 第44号	飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
第28	議案 第45号	令和6年度飛騨市一般会計予算
第29	議案 第46号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第30	議案 第47号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第31	議案 第48号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計予算

令和6年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年3月29日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第32	議案 第49号	令和6年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算		
第33	議案 第50号	令和6年度飛騨市駐車場事業特別会計予算		
第34	議案 第51号	令和6年度飛騨市給食費特別会計予算		
第35	議案 第52号	令和6年度飛騨市水道事業会計予算		
第36	議案 第53号	令和6年度飛騨市下水道事業会計予算		
第37	議案 第54号	令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算		
第38		飛騨市選挙管理委員及び同補充員の選挙		
第39		閉会中の継続調査の申し出について(総務常任委員会)		
第40		閉会中の継続調査の申し出について(産業常任委員会)		
第41		閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)		

○出席議員（14名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水谷	山口	雅敬	信孝
4番	谷上	吹	敬豊	要二
5番	森井	端	浩史	朗美
6番	澤住	田川	清文	博憲
7番	前野	村山	文勝	恵子
8番	籠高	山原	勝恵	美子
9番			邦	
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都湯	竹下	淳明	也宏
副市長	之	畑	康孝	子之
教育長	沖谷	尻田	雄一	郎史
総務部長	森藤	井上	弘あ	づさ
企画部長	畑野	上村	あ久	徳樹
市民福祉部長	森横	山藤	英裕	和樹
商工観光部長	佐野	村邊	直賢	樹一
農林部長	渡堀	田畑	康丈	智郎
基盤整備部長	上		浩	二郎
環境水道部長				司
病院事務局長				
教育委員会事務局長				
会計管理者				
消防長				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	嶋	中	み	な
				み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により14番、高原議員、1番、佐藤議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第18号 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第26 議案第43号 飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第18号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第26、議案第43号、飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの25案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら25案件は総務常任委員会に審査を付託をしておりますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

住田総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 住田清美 登壇〕

●総務常任委員長（住田清美）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第18号から議案第43号までの25案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。

去る3月22日、午後1時より委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第18号について申し上げます。本案は、バス定期券制度の統一化に伴う改正であります。本案の主な改正点は、1点目に路線名称の変更、2点目に通学利用者の範囲の拡大、3点目に一般定期券及び学生定期券の利用範囲が乗合タクシーを除く全路線に変更、4点目にバス定期券統一化により、他のバス定期券所有者の乗り継ぎ割引要件を撤廃するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「神岡・古川間の学生定期券は、市の全ての区間が乗

車できるか。」との質疑があり、「6,000円の定期券を購入すれば、市内全ての路線で乗車できる。」との答弁がありました。

次に、議案第19号について申し上げます。本案は、飛騨市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することによる職員定数の変更に伴う改正であります。本案の主な改正点は、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部適用に伴い、市長の事務部局の定数に含まれている当該事業に関わる職員の人数を減じ、これに相当する人員数を上下水道事業の定数に加えるものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「水道料金の影響はないのか。また、年間の人件費はどれくらいか。」という質疑があり、「水道料金に含まれており、令和6年度予算で約4,600万円である。」との答弁がありました。

次に、議案第20号について申し上げます。本案は、定年引き上げに伴う級別基準職務表の変更及び診療所長の処遇改善に伴う改正であります。本案の主な改正点は、1点目に監督職である係長についても組織の新陳代謝を促す必要性から、降任を伴わない職務の変更が可能となるよう、級別基準職務表の3級に主任主査を加え、他の給料表についても同様の改正を行うもの。2点目に国が実施する給与実態調査において、曖昧な表現は避けるよう指摘があったため、国の求めに応じて部長の職務を明確にするよう改めるもの。3点目に高度の知識経験を必要とする業務を行う診療所長については、4級へ昇格できるよう改正するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「医療職の給料表は4級までか。」という質疑があり、「5級まで適用している。」との答弁がありました。

次に、議案第21号から議案第22号について申し上げます。本案は、地方自治法の改正に基づき会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を行うための改正であります。本案の主な改正点は、1点目にフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給、2点目に育児休業中の会計年度任用職員について、基準日以前6か月以内において勤務した期間がある職員については、正職員同様に勤勉手当を支給するというものでございます。

質疑の内容についてご報告いたします。「勤務成績とは具体的にはどのようなものか。」という質疑があり、「一般職員と同様、人事評価によってA、B、Cの3段階で評価するので、勤勉手当の支給率が変わってくる。」との答弁がありました。

次に、議案第23号について申し上げます。本案は、令和6年3月31日をもって飛騨市情報施設特別会計を廃止するための改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「民間譲渡後の対応はどのようなものか。」という質疑があり、「譲渡先と連絡を取り合う体制ができており、今までどおり運用する。」との答弁がありました。

次に、議案第25号について申し上げます。本案は、受給資格の一部変更及び支給手続きの簡素化のための改正であります。本案の主な改正点は、1点目に医療費の交付負担の有無にかかわらず3か月を超えた長期入院中は、同手当の支給対象外とすることで統一する。2点目に月額による年4回の支給を年額一括支給に変更し、対象者の手続き負担の軽減や市の事務負担の軽減を図るものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「具体的にはどのようなものか。」という質疑があり、

1点目は「3か月入院したらそれ以上の期間の手当は支給されない。」、2点目は、「業務量の多さから軽減を図り、年1回の支給とする。」との答弁がありました。

次に、議案第26号について申し上げます。本案は、産業常任委員会との連合審査会において議員全員で質疑が行われましたので、審査の概要報告は省略いたします。

次に、議案第27号について申し上げます。本案は、第9期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料額の改正及び保健福祉事業の位置づけに伴う改正であります。本案の主な改正点は、1点目は令和6年度から令和8年度の介護保険料の額の改定、2点目は事業勘定の業務を保健福祉事業として位置づけ、赤字部分は保険勘定からの繰入金により補い、一般会計の負担を減らし展開できるよう改正するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「超過した分の見通しはどのようなものか。」という質疑があり、「今後超過した分は介護の準備基金2億4,000万円を活用しながら、どれだけでも一般会計の負担を少なくしたい。」との答弁がありました。

次に、議案第28号から議案第31号について申し上げます。本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴う改正であります。本案の主な改正点は、1点目は公正中立性の確保のための組織の見直し、2点目は指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、3点目は多機能系等サービスの改正、4点目は書面掲示規制の見直し、5点目は身体的拘束等の適正化の推進に伴い所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合とは、どのような医療行為か。」という質疑があり、「今までは協力医療機関の相談程度であったが、病状の急変で必要な要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めることとする。」との答弁がありました。

次に、議案第32号について申し上げます。本案は、貸与対象者に臨床検査技師と診療放射線技師を加えるための改正であります。質疑はありませんでした。

次に、議案第33号について申し上げます。本案は、郵便局に証明書交付端末機を設置することに伴う、各種証明書交付等の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しであります。本案の主な改正点は、本年3月31日をもって宮川町の打保郵便局、神岡町の東茂住郵便局、袖川郵便局の3局の指定業務の取り消しをするものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第34号について申し上げます。本案は、戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴う、飛騨市と高山市、下呂市及び白川村との間の各種証明書の交付等に関する事務委託の廃止であります。本案の主な改正点は、広域交付が本年3月1日から可能となったことや、マイナンバーカードによるコンビニ交付の導入により相互発行がなくなったため、3市1村で協議し、廃止するものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第35号について申し上げます。本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う改正であります。本案の主な改正点は、1点目は退職医療制度の廃止、2点目は後期高齢者支援金限度額の引き上げ、3点目は軽減判定所得基準額の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「全世代対応型の社会保障制度を市ではどのように考

えているか。」という質疑があり、「団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行しており、後期高齢者の医療費は増大していくこととなり、どこかで負担しなければならない。」との答弁がありました。

次に、議案第36号について申し上げます。本案は、地方自治法の改正に伴う改正であります。本案の主な改正点は、指定公金事務取扱者制度が新設され、既存の職員の賠償責任を引用していた条文が繰り下がり条ずれが生じるため、引用箇所を改正するものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第37号について申し上げます。本案は、飛騨市神岡町公民館東分館の廃止に伴う改正であります。本案の主な改正点は、これまで公民館倉庫として市民の地域活動に使用する備品を収納してきたが、本年4月から東京大学研究機関の作業施設として貸し付けるため、行政利用を廃止し普通財産に用途変更することから、当該施設を条例の規定から削除し、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「東京大学に貸し付ける倉庫は有償貸付か。」という質疑があり、「無償で貸し付ける。」との答弁がありました。

次に、議案第38号について申し上げます。本案は、スポーツ施設におけるリクリエーション振興に伴う利用目的の拡充及び利用実態に合わせた休場期間の見直しに伴う改正であります。本案の主な改正点は、1点目は飛騨かわいスキー場の利用目的拡充、2点目は飛騨市古川町森林公園の運動場等を利用実態に即した休場期間に見直し、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「休場期間の見直しは市の提案か。」という質疑があり、「今年度までの指定管理者からも見直しを希望する意見があり、今回見直した。」との答弁がありました。

次に、議案第39号について申し上げます。本案は、飛騨市西忍コミュニティセンターの指定管理者の指定で、令和6年4月から3年間、宮川町の忍区を指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「期間が最初のときは3年、その後5年で指定管理を受けたはずだが、3年になった理由は。」という質疑があり、「組織名が変わったので3年とした。」との答弁がありました。

次に、議案第40号について申し上げます。本案は、飛騨市古川トレーニングセンターの指定管理者の指定で、令和6年4月から3年間、古川町のひだチャレンジクラブを指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「期間が5年ではなく3年の理由は。」という質疑があり、「当初の公募では応募がなく、設計を見直し、再公募した。」との答弁がありました。

次に、議案第41号について申し上げます。本案は、飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園の指定管理者の指定で、令和6年4月から3年間、東京都の三幸株式会社を指定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「現在の管理者を含む3社の応募があったが、現管理者は名前があるのか。」という質疑があり、「現在の指定管理者がNPO法人であり、収益を目的とした事業ができないということで、指定管理を受ける部分についてはNPOとは分離し、別の会社を立ち上げて受け皿になるという形にした。」との答弁がありました。

次に、議案第42号について申し上げます。本案は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴う改正であります。本案の主な改正点は、昨今の社会経済情勢を鑑み、消防作業従事者及び非常勤消防団員に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げるものであります。質疑はありませんでした。

最後に、議案第43号について申し上げます。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正であります。本案の主な改正点は、地方分権推進計画に基づき、原則として3年ごとに見直しを行うこととされており、1点目は許可済みの移動式製造設備を高圧ガス保安法の用途に使用するための許可手数料を新たに加えるため改正するもの、2点目は浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査の手数料の金額を引き上げるため改正するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「市には該当する設備はあるのか。」という質疑があり、「市には該当する設備はない。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれら案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第18号から議案第43号までの25案件につきましては討論の報告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第18号から議案第43号までの25案件について、委員長の報告は可決であります。これら25案件について委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら25案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第27 議案第44号 飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（井端浩二）

日程第27、議案第44号、飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案件は産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 上ヶ吹豊孝 登壇〕

●産業常任委員長（上ヶ吹豊孝）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第44号につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。

去る3月22日、午前10時より、委員会室において審査を行いました。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関わる法律の施行により、水道法の改正に伴う改正であります。本案の主な改正点は、厚生労働大臣から所掌事務が国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告します。「現在、水道技術管理者は何名か。」という質疑があり、「有資格者は5名である。」との答弁がありました。

当委員会に付託されました議案第44号については、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、本案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第28 議案第45号 令和6年度飛騨市一般会計予算
から

日程第37 議案第54号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計

◎議長（井端浩二）

日程第28、議案第45号、令和6年度飛騨市一般会計予算から日程第37、議案第54号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計までの10案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら10案件は予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありますので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第45号について討論の通告がありますので討論を行います。まず、反対者の発言を許可します。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

私は、議案第45号、令和6年度飛騨市一般会計予算に反対をし、討論に参加いたします。

まず、新年度予算で特筆すべきは財政調整基金の再編の実現です。思い切ったこの基金の組み替えは、率直に評価したいと思います。標準財政規模の20%である22億円を基金のベースと見直して、通年の取り崩しの最高振り幅分8億円を上乗せし、30億円から33億円を堅持していくということは英断のいる作業だったろうと推察します。組み替え先も維持修繕が避けられない施設のための特定目的基金というのも、市民の皆さんの納得が得られることでしょう。なお、市長は80億円に膨らました前市長時代の財政調整基金に言及され何か言いたげでしたが、私は合併初代の市長時代から過大に積み上げる財政調整基金を批判してまいりました。しかし、聞く耳を持ってくださったのは今期の都竹市長だけでありまして、20年越しに財政の新たな道筋が見えてきた感があります。

さて、新年度予算で納得できないのは教育分野の予算です。大きく言って1つには、放課後児童クラブのアウトソーシングです。年間1億4,000万円の民間委託費の大部分が市の一般財源です。民間への運営丸投げに市の一般財源をこれほども思い切って投入しなければならないわけですが、そのような度量があれば、市直営で継続できるほうにもっと力を集中できたのではないかと疑問が沸くばかりです。ちなみに、昨年5月に視察に伺った美濃加茂市の児童数は773人で、委託料6,850万円。飛騨市は児童数1,008人で、委託料1億4,200万円、この根拠も不透明であります。さらには委員会でのやり取りで、受託者は活動の拠点が石川県であり、飛騨近郊では学童保育をやっていないことも分かりました。よって、指導員の人手不足に対応できるかどうかも不透明です。これは最も大きな不安要因です。

学童保育は求められる職責の重さに対して処遇が低く、そのため離職者も多く、求人しても人が集まらないなど、成り手不足は全国で大変深刻となっています。飛騨市も同様だと思います。そこでしわ寄せが行くのは子供たちです。それは絶対に避けていただきたいです。新年度の飛騨市は給食費無償化に指1本触れないようです。

3月8日、私たち日本共産党は298筆の学校給食費無償化を求める賛同署名第1弾を市長にお届けいたしました。その他、オンライン署名が16名から来ております。4,000世帯へ署名用紙を配布し、市民が自主的に署名しポストに返送してくださった大変貴重な署名です。一方、飛騨市が取ったという同種のパブリックコメント回答は1件とのことで、無償化より給食の質を上げてほしいというものだと教育委員会は説明します。無償化と給食の質の向上は反比例するものではないにもかかわらず、「だから値上げしても質は下げない。向上させる。」と論点を値上げ論にさせるのはいかがなものでしょうか。

飛騨市の教育予算は全体のわずか9%です。小中学校の就学援助などの扶助費は1,750万円と

低く、これをもっと充実させるべきです。給食費の無償化に着手して、早期に教育予算を10%に引き上げる努力を望みます。

飛騨市のテーマの1つは、持続可能な飛騨市づくりの追求です。これは市民にとっては、元気であんな暮らしが持続できるかどうか、この追求でもあります。市長はおっしゃいます。「市民のあらゆる願いに真摯に向き合い、360度全方位に政策を展開していこう。」と。その真ん中には必ず子供たちを置いてくださるよう切望して、私の反対討論といたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（井端浩二）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

私は、議案第45号、令和6年度飛騨市一般会計予算に対する賛成の立場で討論をさせていただきます。

「持続可能な飛騨市づくりの追求」をテーマに、元気であんな誇りの持てる飛騨市づくりを柱に新年度予算が組まれました。一般会計は192億5,000万円と市制施行後最高額となりましたが、その要因としては、市民生活を守るために欠かすことのできない公共施設整備の推進として、災害時の大切なツールでもあります防災行政無線のデジタル化に6億円、消防署庁舎改修に1.6億円、環境衛生施設修繕に4億円、また、市役所業務のアウトソーシングによる増額などが挙げられます。

元気の飛騨市づくりでは、古川町、神岡町における夜間景観の改善、耕作放棄地利活用の検討、有機農業産地づくりの支援などが挙げられます。

あんな飛騨市づくりでは、子育て支援として新たに子育て世帯応援クーポンの発行や、新生児向けウェルカムベビーボックスのプレゼント、生きづらさを抱えた方々、学校現場では不登校や学びづらさを抱える児童生徒への支援、放課後児童クラブ等業務の包括業務委託、宮川保育園の移転整備など、誰一人取り残さないまちづくりにきめ細かい配慮がなされています。

誇りの持てる飛騨市づくりでは、脱炭素に向けた取り組みの推進、国史跡に指定された姉小路氏城跡の活用検討、新港郷との友好交流、神岡小学校プールの更新など、地域資源を生かし、未来に誇れるまちづくりを目指しています。

人口減少や少子化による担い手不足が懸念される中、少ない人口でもこのまちを維持していくために、財政運営の基本である「入るを量りて、いづるを制す」の考えのもと、自主財源の確保や交付税の不透明な見通しの中、財政調整基金やふるさと納税の有効利用など、持続可能な飛騨市につながるような施策となっております。物価高などで相変わらず厳しい市民生活ではありますが、飛騨市に住んでよかったと思える予算編成ではないかと思っております。

この後は、私たちがどう地域の中で活用していくかではないでしょうか。市民一丸となって持続可能な飛騨市となるよう、盛り上げていってはいかがでしょうか。

よって、私は令和6年度飛騨市一般会計予算に賛成いたします。

〔10番 住田清美 着席〕

◎議長（井端浩二）

ほかに討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。この採決は起立によって採決を行います。本案は、委員長報告書のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者多数〕

◎議長（井端浩二）

起立多数です。よって、議案第45号は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第46号から議案第51号までの6案件について討論に入ります。議案第51号について討論の通告がありますので、討論を行います。反対者の発言を許可いたします。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

議案第51号、令和6年度飛騨市給食費特別会計予算に反対をし、理由を述べます。

物価高騰を理由に新年度から14%から15%値上げとなる給食費です。その年間予算はこの特別会計で200万円、これが全額保護者負担となります。食べ盛りの子供たちを抱える家庭では、どれだけ安い食材をと日々広告チラシを見て苦戦しているに違いありません。つまり、物価高騰で苦しいのは行政よりも市民生活なのです。

だからこそ国は物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かく実施できるよう、重点支援地方交付金を低所得世帯支援枠と推奨事業メニュー実施のために追加すると公表したのです。それが昨年11月30日に国会で成立した令和5年度最後の補正予算です。そしてこれは令和6年度予算と一体に引き継がれています。しかも、その中身には生活者支援として「物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援」と、明確に書かれているのです。だから飛騨市も令和5年度はそれを使って値上げを据え置いたのです。なのに、なぜ令和6年度はその交付金を使って値上げ分に充当しないのでしょうか。なぜですか。目的の違うお金を流用するのでもない、国が示す目的どおりに公費を投入して市民生活を支えるのです。それをなぜそんなに強固に抵抗するのでしょうか。全く意味が理解できません。これは市民に対する背任行為ではないでしょうか。飛騨市に内示されているこの重点支援地方交付金は1億618万円、給食費値上げ分200万円はそのうちほんのわずかなのに市民に背を向ける飛騨市です。子育て支援に逆行するこういう市のやり方に賛成できるものではなく、よって、この予算には反対をいたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（井端浩二）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔6番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

私は、議案第51号、令和6年度飛騨市給食費特別会計予算に賛成の立場で討論します。

給食費に関しては、栄養バランスや質を維持するため日々努力されていますが、昨今の物価高騰の影響から令和4年度6月補正予算に、令和5年度当初予算及び9月補正予算で物価高騰対策費として、一般会計予算から給食費特別会計に食材費の補填がなされました。しかしながら、世

の中全体で物価高騰に対応した賃上げが進んでいること、様々な価格改定も進んでいることなどを考えれば、激変緩和的な措置である食材値上がり分の補填を延々と継続することは適当ではないと考えます。

市においては、物価高騰への対応や子供の成長に必要な栄養価を確保していくためには、給食費の値上げはやむを得ないという考えのもとで令和6年度の給食費の改定について検討を進められ、昨年11月から12月に市内小中学校の保護者に対して令和6年4月からの給食費改定について意見の聴取を行っております。その結果、特に給食費の改定に反対する意見はなく、むしろ給食費の改定よりも、給食の質の向上や成長期の児童生徒の栄養の確保を望まれる声が多かったことから改定に踏み切ったものであり、併せて古川国府給食センター分を含む小学校、中学校、それぞれ学校ごとに異なる給食単価を採用していたものを、現在最も給食費の安い神岡小学校、古川中学校の給食費を基準として、小学校給食費については現行の260円から298円に38円の引き上げ、中学校給食費については現行の308円から353円に45円の引き上げで市内同一の給食単価に改定することや、小規模校の不公平感の是正にも配慮したものとなっております。

また、市はふるさと納税を財源として、ふるさと学校給食により市内産農産物の食材購入費を賄っておりますし、ありがとう給食により市内産のデザート等の購入費も賄っており、保護者の負担とは別に地元の食材を多く利用して給食の質の向上に努めていますし、子供たちには健康で元気に育ってほしいと思っております。

以上のことから、今議会に上程された令和6年度飛騨市給食費特別会計予算に賛成いたします。

〔6番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（井端浩二）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

それでは、議案第51号について採決いたします。この採決は起立によって採決を行います。本案は、委員長報告書のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者多数〕

◎議長（井端浩二）

起立多数です。よって、議案第51号は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第46号から議案第50号までの5案件について一括して採決いたします。これら5案件については、委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら5案件については委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第52号から議案第54号までの3案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、一括して採決いたします。

これら3案件の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件は委員長報告書のとおり可決されました。

◆日程第38 飛騨市選挙管理委員及び同補充員の選挙

◎議長（井端浩二）

次に、日程第38、飛騨市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

当議会で選挙する選挙管理委員の数は4名、同補充員の数は4名です。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選は、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、飛騨市選挙管理委員には大久保千恵子さん、中畑広一さん、佐藤邦宏さん、菱村文夫さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方を、飛騨市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方が飛騨市選挙管理委員に当選されました。

次に、飛騨市選挙管理委員補充員の指名を行います。中齋正己さん、田下英男さん、盤所啓市さん、下出由美子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方を、飛騨市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方が飛騨市選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りいたします。補充の順位は、ただいま議長が指名しました順位にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、補充の順位は、ただいま議長が指名しました順位に決定いたしました。

◆日程第39 閉会中の継続調査の申し出について（総務常任委員会）
から

日程第41 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（井端浩二）

次に、日程第39から日程第41までを、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。
お諮りいたします。各常任委員会、議会運営委員会から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。閉会中の継続審査の申し出については、お手元に配付した申出書のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、申出書のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、湯之下明宏副市長、沖畑康子教育長より発言の申し出がありますので、順次これを許可いたします。

〔副市長 湯之下明宏 登壇〕

□副市長（湯之下明宏）

議長のお許しをいただきましたので、退任の挨拶を一言させていただきたいと思っております。

6年前に都竹市長から身に余るお声がけをいただきまして、議会議員の皆様の同意をいただきまして就任をさせていただきました。1期目の2年、そして2期目の4年間、市長の政策基盤であります、元気であんきな誇りの持てるふるさと飛驒市づくりに取り組ませていただいたわけでございます。もとより力不足でございまして、反省することばかりでございましたけれども、議員の皆様方、そして市民の皆様方の温かいご指導とご協力をいただき、また、市職員の支援をいただき、さらには市外・県外の皆様から応援をいただきまして本日を迎えることができました。心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

議員様方ご承知のとおり、飛驒市は人口減少先進地と銘打ちまして、先進地ならではの政策を現場主義の徹底により進めております。多くの議員の皆様が変化を感じておられると思います。やっぱり新しい芽が出てきていると思います。

4月1日からは都竹市長の3期目が本格的にスタートいたすわけでございます。都竹市長のもと、市職員はもちろんでございますけれども、多くの市民の皆様、応援してくださる皆様の参画を得ながら、市の将来像であります、「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」その進展を願いつつ、また、飛驒市議会のますますの充実をお願い申し上げまして退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

〔副市長 湯之下明宏 着席〕

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

教育長として2期6年の職務を務めさせていただきました。6年前、本当に足が震えながらここに立っておりましたけれども、おかげさまで関係者の皆様、そして市民の皆様のご理解とご協力を賜って、何とか飛驒市の教育が希望のあるものに進められてきたのではないかとこのように

自負しております。課題もまだまだたくさん残っておりますが、次のすばらしい方にちょうどバトンタッチができるこの時期にバトンタッチをして託してまいりたいと思います。

教育とは、一人ひとりの豊かで魅力的な人生をつくるお手伝いと。安心して住みやすく、そして持続可能な社会をつくっていく担い手、作り人を育てていく、そういった役目を持ち、力を持っているものだと思っております。その考えのもと、飛騨市学園構想をはじめ様々な事業を職員とともに一生懸命考えながら進めてまいりました。おかげさまで子供たちはとてもいい笑顔を見せてくれながら、町の中でたくさんの方々に見ていただいて活動しております。地域の皆様も本当に一生懸命やっただきまして、先日、質問にお答えしたときにあったかと思いますが、教育とは学校だけであるものではございません。家庭、そして地域、もちろん社会教育行政、力を合わせてみんなで一緒になって育てていくものでございます。こうした基盤が何とかできたことに安心しております。

4月からは地域のおばさんとして、私が今度は市民の立場から子供たちの教育、そして地域の活力を少しでも生み出す力になれたらと思っております、おばさん頑張ります。ぜひ、また皆様方も一緒になってこの飛騨市を盛り上げながら、明るい未来をともにつくってまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。また、ありがとうございました。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（井端浩二）

これで湯之下副市長、沖畑教育長の発言を終わります。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

改選後、初めての議会でございましたが、23日間、一般会計・特別会計の補正予算、条例の改正、令和6年度予算など多数の案件につきまして慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきまして可決、ご承認をいただきました。まことにありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて、議員の皆様方からいただきました数々のご指摘やご意見につきましてはしっかりと受け止めさせていただき、各種の答弁等において申し上げた事項を含め、これまでどおりリストを作ってチェックをしながら進捗状況を管理し、今後の市政運営や予算編成に反映させてまいりたいと考えております。

また、今期選任をされました井端浩二議長、水上雅廣副議長並びに各委員会等委員に就任されました皆様方には、改めてお祝いを申し上げますとともに、引き続き市政発展に向けたより一層のお力添えをお願い申し上げます。

年度末、季節の変わり目となります。議員各位におかれましてはどうぞお体にご自愛をいただきまして、ご健勝の中で新年度を迎えられることを心から願ひまして閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で市長の発言を終わります。

閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。この3月議会より議長に就任させていただきまして、本当にありがとうございます。大変不慣れでございまして、進行も戸惑うことがありましたが、次回からしっかりご指導いただいて頑張っていきたいと思っております。本議会で承認されました事項についても、しっかり注視しながらいきたいなと思っております。そして今、市長も言われました元気であんな住みやすい町になるように、議員全員で意見を出し合いながら、市民の意見も聞きながら、しっかり議員全員で頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願ひします。今日はどうもありがとうございました。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

それでは本日の会議を閉じ、3月7日から23日間にわたりました令和6年第1回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前10時56分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 井端 浩二

飛騨市議会議員（14番） 高原 邦子

飛騨市議会議員（1番） 佐藤 克成